



平成 27 年 11 月 16 日

各 位

会 社 名 GMOペイメントゲートウェイ株式会社
代表者名 代表取締役社長 相浦 一成
(コード：3769 東証第一部)
問合せ先 取締役副社長 村松 竜
(TEL. 03-3464-0182)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 11 月 16 日開催の取締役会において、平成 27 年 12 月 20 日開催予定の第 22 期定時株主総会に、下記のとおり定款一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 平成 27 年 5 月 1 日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)により、責任限定契約を締結できる会社役員の範囲が変更されたことに伴い、現行定款第 28 条及び第 36 条の規定の一部を変更するものであります。
なお、現行定款第 28 条の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。
- (2) 迅速かつ機動的な資本政策及び配当政策の立案並びに実行を図るため、剰余金の配当等の決定機関を取締役会とすべく、変更案のとおり第 37 条を新設し、併せて同条の一部と内容が重複する現行定款第 9 条を削除するものであります。
- (3) 株主様に対する経営成果の利益還元となる配当は、極力タイムリーに実現できるよう、将来の四半期配当実施を見越し、現行定款第 38 条を変更し、併せて同条の一部と内容が重複する現行定款第 39 条を削除するものであります。
- (4) 前各項の変更に伴う条数の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
(自己の株式の取得) 第 9 条 当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって、市場取引等により、自己の株式を取得することができる。	(削除)

現行定款	変更案
第 10 条～第 27 条 (条文省略)	第 9 条～第 26 条 (現行どおり)
<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 28 条 (条文省略)</p> <p>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外取締役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 27 条 (現行どおり)</p> <p>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>
第 29 条～第 35 条 (条文省略)	第 28 条～第 34 条 (現行どおり)
<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 36 条 (条文省略)</p> <p>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 35 条 (現行どおり)</p> <p>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>
第 37 条 (条文省略)	第 36 条 (現行どおり)
(新設)	<p>(<u>剰余金の配当等の決定機関</u>)</p> <p>第 37 条 当社は、<u>剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定める。</u></p>
<p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第 38 条 当社の<u>期末配当</u>の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。</p> <p>(新設)</p>	<p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第 38 条 当社の<u>剰余金の配当</u>の基準日は、毎年 <u>12 月 31 日、3 月 31 日、6 月 30 日、9 月 30 日</u>とする。</p> <p>2. <u>前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(中間配当)</p> <p>第 39 条 当社は、取締役会の決議によ <u>って、毎年 3 月 31 日を基準日</u> <u>として中間配当をすることがで</u> <u>きる。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>第 40 条 (条文省略)</p>	<p>第 39 条 (現行どおり)</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 27 年 12 月 20 日

定款変更の効力発生日 平成 27 年 12 月 20 日

以上